

# 段玉裁の『汲古閣説文訂』について

高橋由利子

- 一、はじめに
  - 二、本論文の前提
  - 三、残された問題点
  - 四、『汲古閣説文訂』の構成
  - 五、『汲古閣説文訂』の体例
  - 六、『汲古閣説文訂』の成書過程
  - 七、結語
- 注

## 一、はじめに

筆者は前に「『説文解字』毛氏汲古閣本について」<sup>(1)</sup>を書き、『説文解字』大徐本の代表的版本である「毛氏汲古閣本」について、その修訂と刊行のプロセスを解明した。そしてその解明の過程で、いくつかの新しい資料を用い、同時に既知の資料についても再検討を行った結果、新しい意味を発見した。それらはすべて、段玉裁の『説文解字』大

徐本の修訂にかかわるものであったが、その論点が、汲古閣本という書物自体にあったため、段玉裁自身がどのような点について、大徐本の修訂を行っていたかという点については、詳しくはとりあげなかった。

本論文では、前論文で明らかになった点を踏まえ、焦点を段玉裁が大徐本の修訂のために著した『汲古閣説文訂』にしぼり、それを詳しく検討することによって、段玉裁自身の修訂のプロセスを解明し、あわせて、残されたいくつかの問題を、考えていくこととする。

## 二、本論文の前提

前論文で明らかになったことを、『汲古閣説文訂』に即してとらえなおすと、次の二点となる。

(1)、段玉裁は通行の『説文解字』毛氏汲古閣本に不満があったために『汲古閣説文訂』を著した。

毛晉・毛扆の父子は蔵書家として有名であったが、同時

に、高い価格で購入した貴重本に校訂を加え、定本を作つて汲古閣から刊行し、一般に公開した。それらは「汲古閣本」と呼ばれ、一般に高い評価を受けており、そのひとつである『説文解字』の汲古閣本も、『説文解字』大徐本の代表的版本として流通し、重視されてきた。

ところが、『説文解字』研究のため大徐本の色々な版本を比較検討していた段玉裁は、その「汲古閣本」の通行本が、必ずしも大徐本の本来の姿を伝えたものではないことに、ある段階で気がつき、その「汲古閣」の「説文」を「評訂」とするという意味をも込めて、『汲古閣説文訂』を著し、その書名とした。

(2)、段玉裁が『汲古閣説文訂』の中で言う「初印本」とは、正式に刊行された書物ではなく、毛扆の「家刻説文校改第四次様本」すなわち第四次修訂見本版のことである。

現在伝わる『説文解字』毛氏汲古閣本は、毛扆の五回の修訂を経て刊行された。毛扆は第一次から第四次までの修訂を、「様本」を使って行い、正式な版本としては刊行しなかった。それは第四次までの修訂箇所がそれほど多くなかったためである。ところが、第五回目に大きく修訂して刊行された通行本（第五次修訂本）の修訂箇所は、段玉裁にとっては、ほとんど修訂しない方が良く判断されるもの

であった。そのため、正式には刊行されなかった第四次様本を入手した段玉裁は、それが原本をそれほど大きく修訂したものでなかったことから、その第四次様本を汲古閣本の「初印本」と命名し、現行の汲古閣本（第五次修訂本）と区別してとりあつた。以下に使われる「初印本」とは、すべてこの「毛氏汲古閣第四次様本」を指す。

### 三、残された問題点

前章では、前論文の中で明らかにされた点を列記し、本論文の前提を示した。ここでは、前論文ではとりあげるこゝとができなかつたが、段玉裁の大徐本修訂のプロセスを考へる上で非常に重要である問題点を指摘し、後章での解明のための出発点としたい。

その問題点とは、段玉裁が、入手した「初印本」をどの程度参照していたのかということである。

段玉裁が『汲古閣説文訂』を書く際に、他の色々な版本以外に、「初印本」を見ていたことは、その序文や本文に、「初印本」が何度も出てくることから明らかである。ところが、それにもかかわらず、後にこの「初印本」と『汲古閣説文訂』の二つを比較して見ることでできた二人の人物が、段玉裁の「初印本」の利用の仕方には遺漏があること

を指摘している。

そのうちの一人は「初印本」の翻刻に大きな役割を果した張行孚<sup>(2)</sup>であり、もう一人は、段玉裁とも親交のあった顧千里<sup>(3)</sup>である。以下この二人がどのような指摘をしているかについて、彼らの叙述に沿って見ていくことにする。

(1)、張行孚の「汲古閣說文解字校記」

段玉裁の見た「初印本」は、光緒七年（一八八一）に翻刻されたが、その際に張行孚は「初印本」の内容を再検討し、「通行本」との比較対照を行って、その相違点を調べた。

その結果を箇条書きにし、「汲古閣說文解字校記」と題して翻刻本の末尾に付けたが、それに、次のような前文を書いている。

汲古閣說文有未改已改兩本、乾嘉諸老皆僂未改本爲勝、而未改本傳世絕少、其大略見於段氏說文訂中、然亦間有譌漏焉、洪琴西都轉從荆塘義學假得毛斧季第四次所校樣本、卽段氏所據、以訂說文者、光緒七年爰摹刻於淮南書局、而屬行孚取已改本互校異同、彙而錄之、以詒同志、若點畫小譌、如壁改作壁、虞改作虞、虔改作虔之類、皆略而不著、至其程式繆簡、皆都轉所裁定

云、安吉張行孚謹識。

汲古閣の說文には未改本と改訂本の二種類の本があり、乾隆・嘉慶の諸字者は未改本がより秀れているとした。しかしその未改本は非常に数が少なく、ほとんど世には伝わっていなかった。その大体的内容は段玉裁の『汲古閣說文訂』の中に見られるが、しかしそれにも、まま誤りや遺漏があった。洪琴西都轉は、荆塘義學から毛斧季が第四次の校訂を行った様本を借りて入手したが、これがすなわち段氏が說文の校訂をした時に依拠したものであった。洪都轉は光緒七年（一八八一）にこの第四次様本を淮南書局で翻刻したが、その時、行孚<sup>わたくし</sup>に依頼して、改訂本と、この様本を比較対照し、その結果をまとめて記録して同好の士に贈るようにした。点や筆画の小さな誤り、例えば壁を壁にしたり、虞を虞にしたり、虔を虔にしたりといったものは、すべて省略して記さなかった。その方法や疏密はどれも洪都轉が判断して決めたものである。安吉の張行孚、謹んで識す。

ここで張行孚は「初印本」の内容は段玉裁の『汲古閣說

文訂』に見ることができ、それには誤りや遺漏があると述べ、改めて「初印本」と「通行本（改訂本）」の相異点を集めなおしたものを作り、「汲古閣説文解字校記」として述べている。

つまり、もし段玉裁の『汲古閣説文訂』（一七九七）が「初印本」の内容を十分に反映したものであったならば、張行孚は八十四年後にこのような「校記」を作る必要はなかった。このような「校記」が「初印本」翻刻の際に作られたことは、段玉裁が「初印本」を入手していながら、十分には見ていなかったのではないかと疑問が、ここに生じる。

そしてこのような疑問を、この翻刻本が作られるよりずっと前にいただいた人物がいた。それが前述した顧千里である。彼は段玉裁の見た「初印本」を、段より三年後に見ており、その本に識語を書いている。その識語は段玉裁の跋のすぐ後に書かれていたもので、「初印本」翻刻の際には、この段の跋と顧の識語もそのまま翻刻された。そのため、我々は顧千里が『汲古閣説文訂』に対して疑問を抱いていたことを知ることができる。では顧はどのような疑問を抱いたのだろうか。その識語を見ていこう。

## (2) 顧千里の『汲古閣説文第四次様本』識語

段先生於跋此後一月即成汲古閣説文訂刊行、今用此本覆勘訂中所稱初印本及剗改、如言語部讎下一條、彘部湯谷一條、水部澆下一條、ノ部房密切一條、甲部古文一條、皆不合、又、如萑部舊字下、羊部殺字下、肉部臆字下、初印本皆未誤、訂亦不明言之、兼、可訂而未經載入者又往往而有、然則後之讀此本者無竟以爲得魚之莖可也、嘉慶庚申五月、借閱於漪塘周丈、識是以歸之、時在壬洗馬巷黃氏思適寓齋。

段先生はここに跋を書いてからわずか一ヶ月で『汲古閣説文訂』を完成し刊行した。今この本（「初印本」）を使って『汲古閣説文訂』の中で言及されている「初印本」とそれを修改した箇所を調べなおしてみると、例えば言語部の讎、彘部の湯谷、水部の澆、ノ部の房密切、甲部の古文のところが皆實際と合わない。また萑部の舊、羊部の殺、肉部の臆の字などは「初印本」がどれもまちがっていないのに、『汲古閣説文訂』ではそれを明言していない。その上、修訂すべきであるのに記載されていないものがまたかなりある。このようなわけで、後にこの本（初印本）を読む者は、この本のことを、魚を取り終えた後の筌（目的を達した後、不要にな

った道具」と考える必要はないといえる（この本はまだ十分に有用である）。嘉慶庚申（一八〇〇）五月。周澹塘<sup>五年</sup>翁より借りて閲し、この識語を書いて返す。時に壬洗馬巷の黄（丕烈）氏の思適寓齋に在り。

顧千里はこのように、段玉裁の『汲古閣説文訂』での「初印本」の見方にかなり問題があることをはっきりと述べ、その箇所を具体的に指摘している。

以上、二人の人物の指摘により、段玉裁は『汲古閣説文訂』を書くにあたって、「初印本」を見たことにはまちがいが無いが、その利用の仕方には、かなりの遺漏があるらしいことがわかった。では、なぜこのようなことが起こったのだろうか。段玉裁は本当に「初印本」をきちんと見ないで『汲古閣説文訂』を書いたのだろうか。

この疑問に答えるためには、もう一度『汲古閣説文訂』に立ちもどり、段玉裁が『汲古閣説文訂』をどのようなプロセスを経て書きあげていったのか、またそのプロセスの中で、「初印本」がどのような使われ方をしたのかを解明する必要がある。このような観点から、次に『汲古閣説文訂』自体を取り上げ、その内容を再検討しながら、考えていくこととする。

#### 四、『汲古閣説文訂』の構成

『汲古閣説文訂』一巻は、本文は七十葉から成り、每半葉の行数は九行である。前に段玉裁の序文、後に袁廷禱の跋文がついている。

これらの序跋は、この書物の成立のプロセスを考える上で、非常に重要であるが、既に前論文で一応の検討を終えており、本論文の第二章においてもそれらを踏まえた概要を書き出している。ここでは詳しくはふれない。

『汲古閣説文訂』は、『説文解字』大徐本の本文についての校訂を行ったものである。その本文とは、1、親字となる小篆、古文、2、形・音・義の説明である説解、3、大徐の注（反切を含む）、4、書物の由来を述べた序、であり、いずれも、どの字がより本来の大徐本に近いかという観点から、校訂が加えられている。

全部で三百七十七項目を取り上げているが、その順次は『説文解字』一巻から十五巻の順に従い、一巻の中は部首の順に従っている。

次にそれを項目ごとに番号をつけて示す。（親字はいずれも原文は小篆や古文などであるが、印刷の便のため楷書になおした。また原文は部首ごとにまとめてあるが、繁瑣を避けて、部首

名は省略した。以下、後章では、番号のみで記す場合がある。

五上	91 荼	92 籬	93 笑	94 藝	95 皿	十一上	210 漚	211 濱	212 滄	213 濫	214 淵	215 洫	216 濇																								
四下	90 桂	83 棄	79 鴛	72 雅	65 眈	60 臧	53 鞣	47 譁	40 鬮	39 躋	33 巡	31 赴	24 小	22 麗	15 鞠	8 萋	6 瓊	1 帝	2 彙	3 王(二例あり)	4 珣	5 璿	六上	103 椰	96 饅												
四上	84 叡	80 膠	73 雕	66 脊	61 殺	54 鞣	48 譙	41 干	34 漣	35 迷	36 述・述	37 述	38 騎	25 牲	23 茵	16 芾	17 著	18 茲	19 蔽	20 荒	21 蔽	七上	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞									
三下	85 俎	81 駘	74 淮	67 睡	62 勿	55 甄	49 誚	42 誠	35 迷	26 舜	27 噴	28 嘒	29 曉	30 嚳	10 蒼	11 蕾	12 蕪	13 菴	14 芊	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞							
三上	86 癩	82 焉	75 舊	68 陌	63 敲	56 扞	50 闌	43 誑	36 述・述	27 噴	28 嘒	29 曉	30 嚳	25 牲	23 茵	16 芾	17 著	18 茲	19 蔽	20 荒	21 蔽	七下	125 昌	118 邨	119 郊	112 臻	105 樵	98 敲									
二下	87 臆	88 臙	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八下	154 卒	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九上	162 顛	156 服	154 卒	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞
二上	88 臙	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九下	163 顛	157 兒	155 莠	148 侑	141 侑	137 宕	132 柘	125 昌	118 邨	119 郊	112 臻	105 樵	98 敲		
一上	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九下	164 顛	158 顛	156 服	154 卒	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞		
一下	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九下	165 類	159 歛	160 款	151 樹	144 任	135 縷	127 旗	120 駟	113 槎	106 朵	99 矣					
	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九下	166 頎	160 款	151 樹	144 任	135 縷	127 旗	120 駟	113 槎	106 朵	99 矣						
	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九下	167 鬢	161 漱	152 髮	145 使	129 游	122 邨	115 棊	108 柀	101 鞞							
	89 臞	76 亦	69 爽	64 敝	57 屢	51 譙	44 註	45 誓	46 訃	八上	147 伺	140 俊	136 籀	131 程	124 暢	117 叕	110 佚	111 榜	104 栩	97 鉞	九下	168 髮	153 複	146 佻	130 棗	123 鄉	116 森	109 撞	102 刃								

十五下	310 同牽	314 以詔	315 慎又	316 臣誦	313 伏見
十五上	305 三曰	只部	309 面部	307 其所	308 冏部
十四下	304 亥	297 乾	298 季	299 晉	300 去
十四上	287 轄	288 轆	289 射	282 鉉	283 緩
十三下	273 壇	274 堀	275 畚	276 蓄	277 勳
十三上	266 蠶	267 蠱	268 臚	269 二	270 土
十二下	249 民	250 丿	251 氏	252 戮	253 或
十二上	237 擣	238 散	239 抚	240 搥	241 披
十一下	225 叫	226 霰	227 鱗	228 鯛	229 龕
十一上	230 閑	231 耿	232 臍	233 搦	234 扶
十下	217 沿	218 滷	219 漚	220 汙	221 凌
十上	217 沿	218 滷	219 漚	220 汙	221 凌
九下	204 洗	205 滷	206 漚	207 汙	208 凌
九上	204 洗	205 滷	206 漚	207 汙	208 凌
八下	197 乾	198 季	199 晉	200 去	201 兪
八上	187 轄	188 轆	189 射	182 鉉	183 緩
七下	173 壇	174 堀	175 畚	176 蓄	177 勳
七上	166 蠶	167 蠱	168 臚	169 二	170 土
六下	149 民	150 丿	151 氏	152 戮	153 或
六上	137 擣	138 散	139 抚	140 搥	141 披
五下	125 叫	126 霰	127 鱗	128 鯛	129 龕
五上	130 閑	131 耿	132 臍	133 搦	134 扶
四下	117 沿	118 滷	119 漚	120 汙	121 凌
四上	117 沿	118 滷	119 漚	120 汙	121 凌
三下	104 洗	105 滷	106 漚	107 汙	108 凌
三上	104 洗	105 滷	106 漚	107 汙	108 凌
二下	97 乾	98 季	99 晉	100 去	101 兪
二上	87 轄	88 轆	89 射	82 鉉	83 緩
一	73 壇	74 堀	75 畚	76 蓄	77 勳
一	66 蠶	67 蠱	68 臚	69 二	70 土
一	49 民	50 丿	51 氏	52 戮	53 或
一	37 擣	38 散	39 抚	40 搥	41 披
一	25 叫	26 霰	27 鱗	28 鯛	29 龕
一	30 閑	31 耿	32 臍	33 搦	34 扶
一	17 沿	18 滷	19 漚	20 汙	21 凌
一	17 沿	18 滷	19 漚	20 汙	21 凌
一	4 洗	5 滷	6 漚	7 汙	8 凌
一	4 洗	5 滷	6 漚	7 汙	8 凌

317 許沖……  
 (以上であるが、十五上下は序文と部首目録についての校訂であるため、最初の二文字をあげた。)

五、『汲古閣説文訂』の体例

前章であげた箇所についての段玉裁の考訂にはパターンがあり、大体同じような体例で検討が加えられている。次にその代表的なものをあげてみよう。

一番よく見られるのは次にあげる1・3のような例である。(パターンA)

1、帝 辛・示・辰・龍・童・音・章、皆从古文上、  
 初印本如此、王氏・周氏・兩宋本 已後或言兩宋本、或言宋本、皆同、 葉石君抄本・趙靈均抄本・五音韻譜皆同此、今依小徐於辛下示上剗補言字、説文隨舉以見例云辛、則从辛之辛・言在其中矣、何煩補乎、  
 1、帝(帝の古文)の(説解)「辛・示・辰・龍・童・音・章は皆、古文の上に従う」

初印本はこのようである。王氏・周氏・兩宋本(以後兩宋本と言っても宋本と言っても皆同じ)・葉石君の抄本・趙靈均の抄本・五音韻譜は皆これと同じである。今本は小徐本に依って辛の下、示の上に言という字を補

っている。『説文』は(二に従う字を)列挙しているが、その中に辛がある。それならば辛に従う辛や言はその中にふくまれるのである。どうしてわざわざ補うことがあるのだろうか。

### 3、王 其聲舒揚、專以遠聞、

初印本如此、趙本・五音韻譜・集韻皆同、宋本・葉本作專、譌字耳、專者專壹之意、謂其堅故遠聞、聘義所謂清越以長、管子水地篇說玉云其音清搏徹遠、純而不殺、搏古書多用爲專壹字、與說文合、今依小徐劄改專字作專字、專者布也、與上文舒揚不爲複乎、

### 3、王(の說解)「其の聲は舒やかに揚がり、專一に遠く聞こえる」

初印本はこのようである。趙本・五音韻譜・集韻は皆同じである。宋本・葉本が(專を)「專」に作るのは誤字にすぎない。「專」とは「專一」の意味であり、その音が硬質であるため遠くまで聞こえることを謂う。『礼記』の聘義に謂う「清らかに揚がって長くのびる」という意味である。『管子』の水地篇に玉を説いて「其の音、清搏にして遠くに徹し、純にして衰えず」と云う。この「搏」は古書では多く用いて「專一」の(專の)字とし、『説文』と合致する。今本は小徐本に依って

「專」を改め「專」の字にするが、「專」であると「布(ひろがる)」の意となり、上文の「舒揚(のびやかにあがる)」と重複してしまわないか。

以上二つの例は段玉裁が汲古閣の「初印本」(第四次様本)と今本(通行本すなわち第五次修訂本)の二つに言及している例である。これらはいずれも『説文』の說解の中の一字について述べているが、まず最初に正しい文を挙げ、その文について「初印本如此」と初印本ではこうなっていることを述べる。その後その他の諸本を列挙し、それらの本も「皆同じ」であることを述べる。そうした上で、最後に「今……」として、今本(通行本)の誤っている箇所を指摘し、その理由を述べている。またその誤りは「依小徐……」として、小徐本に依って修訂したためとする。

このように、段玉裁が「初印本」と今本(通行本)の違いを指摘した例は、前章であげた三百十七項目のうち、百四十二例<sup>5)</sup>あり、約45%を占めている。そのほとんどは前述の二例のように、段玉裁は「初印本およびその他の諸本」が正しく、「今本」が誤りという判断を下しているが、十三例<sup>6)</sup>については、今本(通行本)の方が正しいと判定している。これらは結論を異にするものの、どちらも「初印本」と今本(通行本)の対比に重点がある例である。このような



場合、その他の諸本は「初印本」と一致し、小徐本は今本（通行本）と一致することが多い。

次によく見られる体例でこれとはちがったパターンのも  
のを見てみよう。（パターンB）

#### 5、琫 佩刀上飾

兩宋本・葉本・趙本・五音韻譜・集韻・類篇上皆作下、  
按下文云琫佩刀下飾、此云上飾、本毛傳也、毛本依小  
徐作上爲是、

#### 5、琫「佩刀の上の飾り」

兩宋本・葉本・趙本・五音韻譜・集韻・類篇は「上」  
を皆「下」に作る。按ずるに次の文に「琫は佩刀の下  
の飾り」と云っているの、ここでは「上の飾り」と  
云うのであり、これは（詩經の）毛伝にもとづくも  
のである。毛本は小徐に依って「上」に作るが、これ  
が正しい。

#### 11、蓄 方布切

二宋本・葉本・趙本・五音韻譜皆作布、毛本布作又、  
非也、

#### 11、蓄 方布切（反切の布字を考訂）

二宋本・葉本・趙本・五音韻譜は皆、「布」に作る。  
毛本は「布」を「又」に作るが、それは誤りである。

これらの中では、「初印本……」「今……」といった「初  
印本」と今本（通行本）を区別する言い方は使われず、汲古  
閣本のことをただ「毛本」とだけ述べている。その箇所の  
「初印本」と今本（通行本）を調べてみると、どちらも同じ  
字が使われており、異同は無い。そうしてみると、段玉裁  
はこれらの箇所の考訂にあたっては、特に「初印本」と今  
本（通行本）との違いを意識していなかったのではないかと  
思われる。

このように「毛本」とその他の諸本を対比する例は、全  
部で九十一例<sup>(7)</sup>で、全体の29%である。そのほとんどは毛本  
を誤りとするもので、毛本を正しいとするのは七例にすぎ  
ない。前にあげた5琫の例はその少ないものの一つであ  
り、11蓄のように毛本を否定するのが一般的な例である。

今まであげてきたAとBの二つのパターンは、いずれも  
段玉裁がその『説文』の校訂に汲古閣本を用いている例で  
ある。Aが全体の45%、Bが29%を占めているが、この他  
にこれらとは違って、汲古閣本を用いていない例があり、  
それが残りの26%を占めている。次にその例を挙げてみよ  
う（パターンC）。

#### 144、任 保也、

宋本・葉本作符、似是譌字、

144、任 保である。

宋本・葉本は(保を)符に作る。誤りと思われる。

145、使 伶也、

按、類篇・集韻及小徐作伶、爲是、伶弄也、非其意、

145、使 伶である。

按ずるに、類篇・集韻および小徐本は(伶を)「令」に作り、これが正しい。「伶」は「弄」であり、使の意味を表していない。

185、獠 南楚謂相驚曰獠、

語出方言、宋本・葉本驚作驚、不成字、

185、獠 南楚では相驚くことを獠と謂う。

この語は『方言』から引いたものである。宋本・葉本は「驚」を「驚」に作るが意味を成さない。

これらの例では、考訂にあたっては、段玉裁はまったく汲古閣本を使用していない。ある程度判断が容易なものについて、他の諸本を使って是非を判断している。このような例は全部で八十四例あり、全体の26%を占めている。

これらの例について、汲古閣本ではどうなっているかを見ていくと、色々なケースがある。まず、「初印本」と今本(通行本)が同じで、ちがいの無いものが一番多く、八十四例のうち七十八例がそれにあたる。その七十八例につい

て、段玉裁が下した判断を基準に見てみると、五十一例が正しく、二十六例が誤りとなる。

それと反対に、「初印本」と今本(通行本)とで字が異なっている例は、わずか六例である。そのうち段玉裁の基準で、「初印本」が正しいものが二例、今本が正しいものが四例である。

そうしてみると、段玉裁はこれらの校訂にあたっては、特に汲古閣本を意識していなかったものと思われる。

### 六、『汲古閣説文訂』の成書過程

前章で『汲古閣説文訂』の体例を検討した結果、段玉裁の校訂には三つのパターンがあることがわかった。そしてそれらには、汲古閣本をどのように取り上げるかという点で、次のような違いがあることが明らかになった。

1、パターンAは汲古閣本の「初印本」に言及し、通行本(今本)と対比させて、通行本の誤りを正すことに主眼がある。他の諸本は「初印本」とほぼ一致し、通行本と対比される。(三百七十七例中百四十二例、約45%)

2、パターンBは初印本には言及せず、ただ毛本と述べるだけであるが、やはり主眼は通行の汲古閣本の誤りを指摘することにある。ただしその箇所「初印本」を見てみ

ると、通行本と一致する。つまりそれは「初印本」の段階ですでに誤っていたものである。他の諸本は正しい例として、通行本と対比される。(三百七例中九十二例、約29%)

3、パターンCは汲古閣本には言及せず、他の諸本のみを使い、もとの大徐本がどのようなものであったかを追求することに主眼がある。(三百七例中八十二例、26%)

この三つのパターンに共通するのは、大徐本のもとの形を追求することである。そしてその大徐本のもとの形が、諸本のみを用いてある程度容易に判断できるのが、パターンCである。

その大徐本のもとの形が諸本と汲古閣本で違っており、諸本の方が正しいと判断できるものが、パターンBである。

同じように大徐本のもとの形が諸本と汲古閣本で違っており、諸本の方が正しいと判断できるが、同じ汲古閣本でも「初印本」の方は諸本と一致していて正しいものが、パターンAである。つまりこの場合、「初印本」に言及するのは実は諸本の正しさを補強するためである。

そうしてみると、段玉裁が『汲古閣説文訂』で通行の汲古閣本を批判的にとりあげたのは、あくまで大徐本のもとの形を追求していくためであったことがわかる。

このような観点から、段玉裁が『汲古閣説文訂』を書いていったプロセスを考えると、それにはいくつかの段階があり、段玉裁は、1、パターンC、2、パターンB、3、パターンAの順序で校訂を行っていたと考えられる。そして、段玉裁が「初印本」を見たのは実はその最後の段階になってからではないかと推測する。そのプロセスは次の通りである。

1、段玉裁は、はじめ大徐本のもとの形がどうであったかということに主眼を置いて、諸本を使った校訂を行った。(パターンC)

2、校訂を行っているうちに、やがて通行の汲古閣本は本来の大徐本をかなり変えていることに気づき、それを諸本と対比して誤りを指摘した。(パターンA・Bが未分化)

3、その後、第四次様本(「初印本」)を入手し、それをパターンA・Bと対照すると、正しい諸本と一致するものが多かったため、その第四次様本を「初印本」として今本(通行本)と区別し、正しい諸本の前につけ加えて正しさを補強とした。(パターンAを別に分けた)

このパターンAとパターンBが最初は未分化であったことは、その両方に共通して奇妙な表現が見られることから類推できる。それは「剗改在四次以前」(剗改は第四次以

前である)ということ(16)を推測する段玉裁のコメントである。

次にその例をあげる。

16、芾 昌蒲也、人艸叩聲、益州云、

初印本如此、宋本・葉本・趙本・韻譜・集韻・類篇皆作云、獨汲古閣依小徐作生、此蓋校在四次以前者、

20、荒 一曰艸淹地也、

初印本如此、宋本・葉本・趙本・五音韻譜皆同、小徐本雖作掩而注云謂艸雜水淹地也、云雜水則其本作淹可知、集韻・類篇作掩、乃字之誤耳、淹漬也、滯也、久留也、掩之義淺、淹之義深、今作掩、此蓋剗改在四次以前者、

157、兒 冕也、周曰兒、殷曰吁、夏曰收、

按宋本・葉本・趙本・五音韻譜・集韻並同、惟類篇及小徐吁作罍、誤、今毛本同小徐、此剗改在四次以前者、

これらはいずれもパターンA、つまり「初印本」(第四次様本)が正しく、通行本(第五次修訂本)が誤りである例(157)では「初印本」についての言及が抜けている)である。第四

次様本までが正しいということは、第五次で誤って校改されてしまったわけであるから、この校改が第四次以前であることはあり得ない。それにもかかわらず段玉裁は「剗改在四次以前者」というコメントをつけている。これは明らかにおかしい。

また、パターンBにおいても次のような例がある。

104、栩 柔也、从木羽聲、其阜一曰様、

柔、宋本不誤、他本及毛本並誤作柔、非也、其阜、宋本・葉本・趙本・五音韻譜・集韻・類篇皆同、今毛本依小徐作其實阜、此實字乃四次以前増也、

112、孫 車歷錄、束文也、

兩宋本・葉本・趙本皆同、今剗改文字爲交字、蓋在四次以前、

148、傍 備詞、

按宋本・葉本・趙本・五音韻譜・集韻皆同、惟小徐類篇譌作備、今毛本同小徐・類篇、蓋四次以前妄改者、

これらは「初印本」(第四次様本)と通行本(第五次修訂本)

が同じく誤っている例である。従って校改が第四次以前であることは当然のことであり、わざわざそのことを述べる必要はない。

つまり、このような表現は、段玉裁が「初印本」を見る前に、何か別の方法で下した判断を段玉裁が書き加えたコメントであった。このコメントは段玉裁が「初印本」を入力し、未分化のパターンA・Bに「初印本」の項目を書き加え、パターンAをパターンBと区別した時点で不要になったものであったが、削られずに残ったものと思われる。

またパターンAがパターンBから分けられるプロセスを、体例の面から類推すると、パターンBの最初に「初印本如此」をつけ加え、「(今)毛本」を「今」に変えると、パターンAの体例になることがわかる。そうしてみると、パターンAにも時々見られる「今毛本」という表現は、A・B未分化の名残りであり、先に顧千里が指摘した「初印本がそうになっているのに段玉裁が明言していない」とする箇所は、段が「初印本如此」という表現をつけ加えるのを忘れたもの、前に例文として示した17兎に至っては、「剋改在四次以前者」を削ることと、「初印本如此」をつけ加えることの両方を忘れたものと推測できる。

## 七、結語

これまで検討してきたことから、もう一度最初の問題点にさかのぼり、『汲古閣説文訂』と、それに対する張行孚と顧千里の指摘——段玉裁は「初印本」を十分に利用していない——ということを考えなおしてみると、次のように言うことができる。

『汲古閣説文訂』は、本来は、大徐本のもとの形を追求することから出発した。そのために段玉裁は、汲古閣本より前に出た大徐本の色々な版本や文献を調べたが、そのうちに、通行の汲古閣本には、これらの旧版本とは違う所があり、その多くが誤りにあることに気づいた。つまり、通行本の誤りを多く指摘することになったのは、あくまで、その結果としてできたことである。

また、段玉裁が「初印本」に言及したのはこれら旧版本をふくむその他の諸本が正しいという校訂の結果を補強するためであって、汲古閣本自体の「初印本」と通行本の異同を調べることがその目的ではなかった。その上、段玉裁が「初印本」を入手したのは、校訂の最終段階になってからで、すでにでき上っていた原稿に、「初印本」についての記述を追加することになった。そのため、『汲古閣説文

訂』の中の「初印本」にかかわる記述に、多少の疏漏や混  
乱が生じた。<sup>(20)</sup>

前述した張行孚と顧千里の指摘は、これらの「目的の違  
い」と「記述の疏漏」に起因するものである。彼らの指摘  
は、汲古閣本の「初印本」と通行本を対比するという観点  
から見れば正しいが、必ずしも、『汲古閣説文訂』という  
書物の性格を、十分に理解してなされたものとは思えない  
ところがある。その点において、彼ら二人の指摘は、何ら  
段玉裁の『汲古閣説文訂』全体の価値を損なうものではな  
いと言いうことができるであろう。

注

- (1) 『汲古』第27号(汲古書院 一九九五・六)後に高橋由利  
子著『説文解字の基礎的研究』(六甲出版 一九九六・五)所  
収。
- (2) 張行孚は字は子中、号は乳伯、安吉(浙江省湖州府)の人。  
同治庚午(一八七〇)の舉人で官は兩淮鹽大使。他に『説文發  
疑』・『説文楊原』・『説文審音』・『蠶事要略』の著がある。
- (3) 顧千里は、『汲古閣説文訂』の実質的責任者である袁廷禱  
とも親しかった。例えば「嘉慶二年(一七九七)十月二十三日  
「袁文愷招鈕匪石・費玉衡・顧千里・臧在東・李尙之・瞿鏡濤  
等六人會飲于漁隱小圃、效竹林七賢故事、特延先生同飲、越三  
年在東爲之記」(『段玉裁先生年譜』)、「與袁廷禱遊焦山……」

「作《五硯樓賦》贈袁廷禱」(『顧千里年譜』嘉慶九年の項)。ま  
た、顧千里は実はこの識語を書く二年前の嘉慶三年に汲古閣本  
の「初修印本」を袁廷禱から入手している。(『涵芬樓燼餘書  
錄』袁綬階・顧千里・楊芸士舊藏『説文解字』、袁綬階跋。彼  
はまた孫星衍を助けて『説文解字』の校訂に力を注ぎ、嚴可均  
の『説文校議』に駁して『説文辨疑』を書いた。

(4) それぞれの詳細は次の通り(番号は第四章参照)

籒(51)・舊(75)・殺(77)・臆(87)は、いずれも「初印  
本」も正しいのに言及していない。

殺(117)「初印本」は「嗚」となっているのに「作湯」とし  
ている。

漉(212)・ノ(250)「初印本如此」とするが、そうなってい  
ない。

甲(296)「毛本如是」とするがそうなっていない。また「初  
印本」に言及していない。

- (5) パターンAは番号のみ列記すると、1・3・4・7・13・  
16・18・19・20・21・22・23・24・25・26・28・34・36・37・  
39・41・45・49・51・52・61・62・64・69・70・74・(75)・  
78・80・81・83・84・87・95・97・98・99・101・102・103・107・  
115・\*117・119・(120)・125・126・127・128・129・132・133・134・135・136  
・137・138・139・140・141・143・150・152・157)・159・160・165・169・172  
・181・(192)・196・197・203・205・209・210・211・\*212・214・218・223  
226・229・230・231・232・233・234・236・237・238・241・242・245・246・  
248・249・\*250・251・252・254・256・257・259・260・261・262・265・266

・ 267  
 ・ 269  
 ・ 270  
 ・ 271  
 ・ 272  
 ・ 273  
 ・ 274  
 ・ 275  
 ・ 276  
 ・ 277  
 ・ 278  
 ・ 279  
 ・ 280  
 ・ 282

285  
 ・ 286  
 ・ 287  
 ・ 288  
 ・ 292  
 ・ \*296  
 ・ 297  
 ・ 298  
 ・ 299  
 ・ 302  
 ・ 303  
 ・ 304  
 ・ の142例。

ただし、( )の字は初印本に言及せず、\*の字は、実は「初印本」と通行本が一致している。

(6) 37  
 ・ 64  
 ・ 98  
 ・ 99  
 ・ 102  
 ・ 126  
 ・ 143  
 ・ 159  
 ・ 203  
 ・ 230  
 ・ 241  
 ・ 250  
 ・ 303の13例。

(7) パターンBは5  
 ・ 6  
 ・ 11  
 ・ 14  
 ・ 15  
 ・ 30  
 ・ 32  
 ・ 42  
 ・ 44  
 ・ 50  
 ・ 54  
 ・ 59  
 ・ 63  
 ・ 68  
 ・ 71  
 ・ 72  
 ・ 73  
 ・ 85  
 ・ 88  
 ・ 89  
 ・ 90  
 ・ 91  
 ・ 92  
 ・ 93  
 ・ 94  
 ・ 96  
 ・ 100  
 ・ 104  
 ・ 112  
 ・ 114  
 ・ 118  
 ・ 121  
 ・ 123  
 ・ 124  
 ・ 130  
 ・ 131  
 ・ 142  
 ・ 146  
 ・ 148  
 ・ 151  
 ・ 156  
 ・ 158  
 ・ 166  
 ・ 174  
 ・ 175  
 ・ 179  
 ・ 180  
 ・ 182  
 ・ 183  
 ・ 184  
 ・ 188  
 ・ 193  
 ・ 194  
 ・ 198  
 ・ \*199  
 ・ 201  
 ・ 207  
 ・ 208  
 ・ 213  
 ・ 215  
 ・ 217  
 ・ \*220  
 ・ 222  
 ・ 224  
 ・ 227  
 ・ 228

・ 243  
 ・ 244  
 ・ 247  
 ・ 253  
 ・ 255  
 ・ 263  
 ・ 264  
 ・ 268  
 ・ 281  
 ・ 289  
 ・ 290  
 ・ 291  
 ・ 293  
 ・ 294

・ 295  
 ・ 300  
 ・ 301  
 ・ 307  
 ・ 308  
 ・ 310  
 ・ 311  
 ・ 313  
 ・ 314  
 ・ 316  
 ・ 317  
 ・ の91例。ただし\*の字は『汲古閣説文訂』の記述が実際と違っている。

(8) 5  
 ・ 32  
 ・ 92  
 ・ 158  
 ・ 250  
 ・ 310  
 ・ 314  
 ・ の7例。

(9) パターンCは、2  
 ・ 8  
 ・ 9  
 ・ 10  
 ・ 12  
 ・ 17  
 ・ 27  
 ・ 31  
 ・ 33  
 ・ 35  
 ・ 38  
 ・ 40  
 ・ 43  
 ・ 46  
 ・ 47  
 ・ 48  
 ・ 53  
 ・ 55  
 ・ 56  
 ・ 57  
 ・ 58  
 ・ 60  
 ・ 65  
 ・ 66  
 ・ 67  
 ・ 76  
 ・ 79  
 ・ 82  
 ・ 86  
 ・ 105  
 ・ 108  
 ・ 109  
 ・ 110  
 ・ 111  
 ・ 113  
 ・ 116  
 ・ 122  
 ・ 144  
 ・ 145  
 ・ 147  
 ・ 149  
 ・ 153  
 ・ 154  
 ・ 155  
 ・ 161  
 ・ 162  
 ・ 163  
 ・ 164  
 ・ 167  
 ・ 168  
 ・ 170  
 ・ 171  
 ・ 173  
 ・ 176  
 ・ 177  
 ・ 178  
 ・ 185  
 ・ 186  
 ・ 187  
 ・ 189  
 ・ 190  
 ・ 191  
 ・ 195  
 ・ 200  
 ・ 202  
 ・ 204  
 ・ 206  
 ・ 216  
 ・ 219  
 ・ 221  
 ・ 225  
 ・ 235  
 ・ 239  
 ・ 240  
 ・ 248  
 ・ 258  
 ・ 283  
 ・ 284  
 ・ 305  
 ・ 306  
 ・ 309  
 ・ 312  
 ・ 315  
 ・ の84例。

(10) 2  
 ・ 8  
 ・ 9  
 ・ 10  
 ・ 12  
 ・ 17  
 ・ 29  
 ・ 31  
 ・ 33  
 ・ 35  
 ・ 38  
 ・ 40  
 ・ 46  
 ・ 47  
 ・ 48  
 ・ 53  
 ・ 55  
 ・ 56  
 ・ 57  
 ・ 58  
 ・ 65  
 ・ 66  
 ・ 67  
 ・ 76  
 ・ 79  
 ・ 82  
 ・ 105

106  
 ・ 108  
 ・ 109  
 ・ 110  
 ・ 111  
 ・ 113  
 ・ 116  
 ・ 118  
 ・ 122  
 ・ 144  
 ・ 145  
 ・ 147  
 ・ 149  
 ・ 153  
 ・ 154

155  
 ・ 161  
 ・ 163  
 ・ 164  
 ・ 167  
 ・ 168  
 ・ 170  
 ・ 171  
 ・ 172  
 ・ 173  
 ・ 176  
 ・ 177  
 ・ 178  
 ・ 186  
 ・ 187

189  
 ・ 190  
 ・ 191  
 ・ 195  
 ・ 200  
 ・ 202  
 ・ 204  
 ・ 206  
 ・ 216  
 ・ 219  
 ・ 221  
 ・ 225  
 ・ 235  
 ・ 239

240  
 ・ 258  
 ・ 283  
 ・ 284  
 ・ 305  
 ・ 306  
 ・ 309  
 ・ 312  
 ・ 315  
 ・ の78字。

(11) 8  
 ・ 9  
 ・ 10  
 ・ 17  
 ・ 31  
 ・ 33  
 ・ 35  
 ・ 38  
 ・ 40  
 ・ 47  
 ・ 48  
 ・ 55  
 ・ 56  
 ・ 67  
 ・ 79  
 ・ 82  
 ・ 105  
 ・ 109  
 ・ 122  
 ・ 144  
 ・ 147  
 ・ 153  
 ・ 155  
 ・ 161  
 ・ 163  
 ・ 164  
 ・ 167  
 ・ 170  
 ・ 171  
 ・ 172  
 ・ 173  
 ・ 176  
 ・ 177  
 ・ 178  
 ・ 186  
 ・ 187  
 ・ 189  
 ・ 190  
 ・ 191  
 ・ 195  
 ・ 200  
 ・ 202  
 ・ 204  
 ・ 206  
 ・ 216  
 ・ 219  
 ・ 221  
 ・ 225  
 ・ 235  
 ・ 239

(12) 2  
 ・ 12  
 ・ 29  
 ・ 46  
 ・ 57  
 ・ 58  
 ・ 65  
 ・ 66  
 ・ 76  
 ・ 106  
 ・ 108  
 ・ 110  
 ・ 111  
 ・ 113  
 ・ 116  
 ・ 145  
 ・ 154  
 ・ 173  
 ・ 206  
 ・ 221  
 ・ 225  
 ・ 235  
 ・ 283  
 ・ 284  
 ・ 306  
 ・ の51例。

例。なお、305では段玉裁は正誤の判断を下していない。

(13) 27  
 ・ 43  
 ・ 60  
 ・ 86  
 ・ 162  
 ・ 185  
 ・ の6例。

(14) 60  
 ・ 162  
 ・ の2例。

(15) 27  
 ・ 43  
 ・ 86  
 ・ 185  
 ・ の4例。

(16) このコメントは、パターンAでは16  
 ・ 20  
 ・ 157  
 ・ 241  
 ・ の4例にあり、パターンBでは42  
 ・ 85  
 ・ 104  
 ・ 112  
 ・ 148  
 ・ 157  
 ・ の6例にある。

(17) 61  
 ・ 70  
 ・ 74  
 ・ 77  
 ・ 87  
 ・ 120  
 ・ 157  
 ・ 211  
 ・ 288  
 ・ 296  
 ・ の10例にある。

(18) 51  
 ・ 75  
 ・ 77  
 ・ 87  
 ・ がそれにあたる。

(19) このことは、『汲古閣説文訂』の段玉裁の序および袁廷熹の跋の中で、「初印本」への言及の仕方が、他の諸本と分けられ、一番最後に書かれていることから類推できる。

(20) 『汲古閣説文訂』には、これ以外にも、単純な誤りが多くあり、それらを改正した新印本が、現在我々が見ている本である。嚴可均はその『段氏説文訂』の序文に次のように述べて

いる。

汲古閣説文訂一卷、金壇段君若膺、其助之者、吾友又愷、  
氏也、段君素以治説文、有聲于時、嘉慶三年此書流播都下、  
都下翕然稱之、余不觀近人書、以又愷故亦寓目焉、四年春、  
余道經姑蘇、又愷謂余曰、説文訂近頗改正數事、出新印本、  
余、今年冬余覆閱一過、如淮南宋蔡舞、舊印脫南字、廣  
詢五支作父也、舊印父誤久、或訛于宋大廟、舊印于誤千、大  
徐、舊印大誤本、諸小失皆改正……。

なお嚴可均は、本文では六十二項にわたって、『汲古閣説文訂』  
と自説の合わない所を、指摘している。

(上智大学)